

## 大阪市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号）第13条前段の規定に基づき公告する。

令和7年1月20日

大阪市長 横山英幸

### 1 施設の名称

大阪市立青少年センター

### 2 指定管理者

大阪市東淀川区東中島1丁目20番14号 東ロステーションビル2階

公益財団法人大阪ユースホステル協会

### 3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(こども青少年局企画部青少年課)